



令和3年度責任使用水量決定通知書をお届けします

令和3年度も工業用水をご使用される皆さまに「責任使用水量決定通知書」、
雑用水をご使用される皆さまには、「雑用水給水承認書」も併せて発送
いたします。

ご多忙の折、アンケート調査にもご協力いただきありがとうございました。



工業用水道をご利用のお客さまへのお願い

～ 毎月1日の自動検針について ～

毎月1日の定例検針は、お客さまの電話回線を利用した自動検針機器で行っています。
GW等や年末年始の長期休業中などで工水を使用されない場合でも、検針が通常どおり行
えるよう、関係機器の電源は入れたままにしてください。

自動検針の ポイント



自動検針機器、電話・FAX回線は繋がる状態にしてください。

検針は毎月1日の0時頃、検針機器により自動的に行うようになっています。
自動検針が行えないと、
→検針値が取得できない… →検針値のお知らせのFAXが届かない…
などの問題が発生し、お客さまにもご迷惑をおかけすることとなります。
皆さまにご協力いただけますよう、よろしくお願いします。

～ 水道局への届出について ～

工業用水道をご使用されているお客さまの情報に変更があるときは、水道局への届出が必要です。

変更を予定されている場合は、できるだけ早くご連絡いただくとスムーズに手続きが進みます。手続きについてご案内いたしますので、お客さまサービス課までご連絡ください。

例えば…「会社名」「会社の代表者」
「工水の担当者」「郵便物の送付先住所」
「毎月の支払いに使っている口座」など…



工業用水道をご使用されている施設に変更を伴う
工事は水道局への届出が必要です。

- ・工業用水道の配管ルートを変える
- ・使用している内部施設に変更があったなど…

工事にあたっての申請方法、注意事項等をご案内し
ますので、工事を計画されている場合は、なるべく
早めにご相談いただきますようお願いいたします。

工事内容によっては、手続きや施工に長期を要す
場合があります。



◆ 工水通信 についてのお問い合わせ先 ◆

大阪市水道局総務部お客さまサービス課
工業用水道担当 電話番号：06-6616-5478
<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000015747.html>



工水通信について何かご要望やご意見等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。